野田市一般職の職員の通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年９月３０日

野田市長　　鈴　木　　有

野田市規則第５３号

野田市一般職の職員の通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

野田市一般職の職員の通勤手当の支給に関する規則（昭和３４年野田市規則第５号）の一部を次のように改正する。

第８条の見出し中「終期」を「終期等」に改め、同条第１項中「の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）」を削り、同条第２項を次のように改める。

２　通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める月から支給額を改定する。

⑴　通勤手当の額を増額して改定する場合（第３号に掲げる場合を除く。）　通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月（当該改定に係る第３条の規定による届出が、当該事実の生じた日から１５日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月）

⑵　通勤手当の額を減額して改定する場合又は改定前の通勤手当の額と改定後の通勤手当の額が同額である場合（次号に掲げる場合を除く。）　通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）

⑶　月の初日から末日までの期間に職員に通勤手当の額を変更すべき事実の生じた日が２以上ある場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める月

イ　通勤手当の額を増額して改定する場合に相当するものとして市長が定める場合　市長の定める月

ロ　イに掲げる場合以外の場合　これらの事実の生じた日の属する月の翌月

第８条に次の１項を加える。

３　前項第３号イに掲げる場合における同号イに定める月の支給額は、市長が

定める。

第８条の２第１項中「もの」を「通勤手当にあっては、返納させるものとして取り扱うことが適当でない場合として市長が定める場合に係るもの」に改め、同条第２項各号列記以外の部分中「交通機関等に係る通勤手当に係る」を削り、同項第１号イ及びロ以外の部分中「１箇月当たりの運賃等相当額等（第６条の３第１号に掲げる職員にあっては、１箇月当たりの運賃等相当額、条例第１１条第２項第２号に定める額及び同条第３項第１号に定める額の合計額。以下この項において同じ。）」を「１箇月当たりの運賃等相当額等（第６条の３第３号に掲げる職員に係るものを除く。）、条例第１１条第２項第２号に定める額（第６条の３第２号に掲げる職員に係るものを除く。）及び条例第１１条第３項第１号に定める額の合計額（以下この条及び第１０条第１項において「１箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）」に改め、同号イを次のように改める。

イ　ロに掲げる場合以外の場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

㈠　㈡に掲げる場合以外の場合　前項第２号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る交通機関等（同号の改定後に１箇月当たりの通勤手当算出基礎額が７１，４００円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての交通機関等）、同項第１号、第３号又は第４号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、市長の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

㈡　前項第２号に掲げる事由が生じ、前条第２項第１号又は第３号イに掲げる場合に該当した場合であって、当該事由が生じた日の属する月が前項第２号の改定前の通勤手当の額に係る支給単位期間に係る最初の月であるとき　既に支給された通勤手当のうち、同号の改定前の当該事由に係る交通機関等、自動車等又は駐車場等（同号の改定後に１箇月当たりの通勤手当算出基礎額が７１，４００円を超えることとな

るときは、その者の利用する全ての交通機関等、自動車等及び駐車場等）に係る通勤手当の額

第８条の２第２項第２号イからハまでの以外の部分中「１箇月当たりの運賃等相当額等」を「１箇月当たりの通勤手当算出基礎額」に改め、同号ロ中「第１０条第４項第１号又は第２号」を「第１０条第１項第１号又は第２号」に改め、同条第３項中「事由発生月」の次に「（前項第１号イ㈡に掲げる場合に該当する場合にあっては、市長の定める月）」を加える。

第８条の４第２項を次のように改める。

２　月の中途において派遣等となった場合又は出張、休暇、欠勤その他の事由により月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合には、支給単位期間は、その後復職し、若しくは職務に復帰した日の属する月又は再び通勤することとなった日の属する月から開始する。

第８条の４第３項を削る。

第９条中「次条第４項各号」を「次条第１項各号」に改める。

第１０条を次のように改める。

（支給日等）

第１０条　条例第１１条第５項の規則で定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、同項の規則で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

⑴　交通機関等が２以上ある職員が条例第１１条第２項第１号に定める額の通勤手当を支給される場合（次号に該当する場合を除く。）において、１箇月当たりの運賃等相当額等が７１，４００円を超えるときにおける当該通勤手当　その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

⑵　職員が条例第１１条第２項第１号及び第２号に定める額の通勤手当を支給される場合において、１箇月当たりの通勤手当算出基礎額が７１，４００円を超えるときにおける当該通勤手当　その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

２　条例第１１条第５項の規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

⑴　職員に新たに条例第１１条第１項の職員たる要件が具備されるに至った日がその日の属する月の給料の支給日以後となる場合

⑵　職員に通勤手当の額を変更すべき事実が生ずるに至った日がその日の属する月の給料の支給日以後となる場合（第８条第２項第２号又は第３号ロに掲げる場合に該当して支給額を改定する場合を除く。）

３　条例第１１条第５項の規則で定める日は、給料の支給日とする。

４　条例第１１条第５項の規定により通勤手当を支給する日（以下この条において「支給日」という。）までに第３条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、通勤手当を当該通勤手当の支給日に支給することができないときは、当該支給日後に支給することができるものとする。

５　支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給するものとする。

６　職員がその所属する給料の支給義務者を異にして異動した場合であって、その異動した日が支給単位期間等に係る最初の月（第２項各号に掲げる場合に該当する場合にあっては、当該月又はその翌月）であるときにおける当該支給単位期間等に係る通勤手当は、次の各号に掲げる支給単位期間等の区分に応じ、当該各号に定める給料の支給義務者において支給するものとする。

⑴　職員に新たに条例第１１条第１項の職員たる要件が具備されるに至ったことにより支給が開始され、又は第８条第２項第１号若しくは第３号イに掲げる場合に該当して支給額が改定された通勤手当に係る支給単位期間等　当該開始又は改定に係る事実の生じた日において職員が所属する給料の支給義務者

⑵　前号に掲げるもの以外の支給単位期間等　当該支給単位期間等に係る最初の月の初日に職員が所属する給料の支給義務者

７　前項の規定により職員が異動前に所属していた給料の支給義務者が通勤手当を支給する場合であって、当該異動が当該通勤手当の支給日前であるときは、当該通勤手当をその際支給するものとする。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和８年１０月１日から施行する。

（支給単位期間等の開始に関する経過措置）

２　令和８年９月２日から同月３０日までの間（以下「特定期間」という。）に職員に新たに野田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和２６年野田市条例第３２号）第１１条第１項の職員たる要件が具備されるに至った場合若しくは通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合又は職員がこの規則による改正前の野田市一般職の職員の通勤手当の支給に関する規則第８条の４第２項に規定する場合（同条第３項に規定する場合に該当しているときを除く。）に該当し、特定期間に復職し、若しくは職務に復帰した場合の通勤手当に係るこの規則による改正後の野田市一般職の職員の通勤手当の支給に関する規則第９条に規定する支給単位期間等は、令和８年１０月から開始するものとする。